

## (1) 周知度、取組み状況

県では、身体拘束廃止に向けて、推進会議の開催、相談窓口の設置や推進セミナーなどを開催し、身体拘束ゼロ作戦を推進してきましたが、身体拘束禁止規定の周知度については、「全ての職員に周知」(64.8%)、「大半の職員が知っている」(30.9%)であり、合わせて全事業所の95.7%で多くの職員に周知されていました。また、「特に取組みをしていない。」は(1.3%)に過ぎず、身体拘束廃止に向けた取組みは、ほとんどの事業所で実施されています。

以上から、禁止規定の存在やゼロ作戦の周知及び介護現場における意識改革は相当程度図られていることがわかります。